

電気計量制度の合理化

2021年4月23日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 本日は、「中間取りまとめ」において盛り込まれた事項のうち、以下の事項について御議論いただきたい。

強靱な電力ネットワークの形成

地域間連系線等の増強促進

託送料金改革

1. 強靱な電力ネットワークの形成

- (1) 地域間連系線等の増強促進
- (2) 託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）

電力システムの分散化と
電源投資

分散型グリッド環境整備

分散型電源のための制度

電力データ活用

電源投資の確保

2. 電力システムの分散化と電源投資

- (1) 配電事業制度
- (2) アグリゲーター
- (3) 電気計量制度の合理化
- (4) 平時の電力データ活用
- (5) 電源投資の確保

1. 本日御審議いただきたい内容

- 第8回の本小委員会では、計量の専門家等からなる「特定計量制度及び差分計量に係る検討委員会」（以下「計量専門委員会」という。）の、特定計量制度に係る検討の状況を御報告させていただきました。
- 今回は、本制度を用いて新たな取引を行おうとする事業者に対してヒアリングを実施した結果等も交え、改めて基準等に係る論点（論点②③）や措置命令基準やフローの追加論点（論点④①）及び、新たに事業者の届出・報告に係る論点（論点⑤⑥⑦）について、御議論いただきたい。

第5回持続可能な電力システム構築小委員会
(2020.7.20) 資料1より抜粋

【全体】

論点①：事前届出、事業者が従うべき基準、事業実施時等の業務フローの基本的考え方

【各論】

事前準備時

制度運用時

国

論点②：特定計量の定義・要件

- ・家庭等の太陽光発電のパワーコンディショナーや電気自動車の充電器などを想定。

論点③：届出事業者が従うべき基準

- ・特定計量に用いる計量器に係る基準(計測精度、試験方法等)。
- ・特定計量を行う者に係る基準(台帳の作成、苦情窓口の設定等)

論点④：措置命令基準

- ・事業者からの報告内容に基づき、論点③に掲げる基準に照らし、必要があると認められる場合に、措置命令を講ずることが基本。

前回の続き

事業者

論点⑤：事業者の届出内容（施行規則）

- ・届出時に提出すべきデータ等

論点⑥：事業者の変更届出内容

- ・どのような場合に変更届出を行うかの基準を含む。

論点⑦：届出事業者に求める報告内容

- ・届出事業者は、報告徴収の対象。どのような報告を求めることにより、基準に従った計量を行っているかを担保するか。

新規

(参考) 計量専門委員会における検討体制、検討経緯

【委員名簿】

青木 裕佳子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事 東日本支部長
岩船 由美子	東京大学生産技術研究所 特任教授
尾関 秀樹	日本電機工業会 HEMS専門委員会 委員長
加曾利 久夫	日本電気計器検定所 理事 検定管理部長
北川 晃一	日本電機工業会 HEMS専門委員会 VPP分科会主査
草野 吉雅	ダイヤモンドリソース推進協議会 副会長
黒川 冬樹	日本電気計測器工業会 製品別部会 電力量計委員会 委員長
菅 弘史郎	電気事業連合会 工務部 部長
(座長) 本多 敏	慶應義塾大学 名誉教授
三倉 伸介	産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 法定計量管理室 室長

【特定計量制度及び差分計量に係る検討委員会 開催状況】

2020年	9月 4日	第1回	事業者ニーズ・論点整理
	12月 17日	第2回	定義・要件、届出事業者が従うべき基準 等
2021年	2月 10日	第3回	定義・要件、届出事業者が従うべき基準、ガイドライン案 等 (取りまとめ)

【特定計量制度及び差分計量に係る検討ワーキンググループ 開催状況】

2020年	10月 6日	第1回	定義・要件、公差、構造要件 等
	11月 4日	第2回	検査方法、検査主体、使用期間、実施体制
	11月 25日	第3回	検査方法、検査主体、他の規格等の適用、大規模需要家の特例
	12月 9日	第4回	説明責任、届出内容・変更届出内容、実施体制 等
2021年	1月 26日	第5回	定義・要件、基準 (公差、構造、使用期間、試験方法等)、ガイドライン案素案 等

2. 【論点②】特定計量の定義・要件

- 計量専門委員会では、特定計量の定義・要件について、第8回の本小委員会で御報告したとおりに議論が進められ、以下の内容で取りまとめが行われた。また、**定義を満たす具体的な要件については、例示等を交えて、ガイドラインに記載**することとされた。

◆ 特定計量の定義

- **リソース等の単位で計量対象が特定された計量**
- **一定の規模（原則500kW（※1））未満の計量**
- **計量法に基づく検定証印等（※2）が付されている計量器であって、検定証印等の有効期間を経過しないものを使用する計量は除く**

※1 ただし、計量に関する知見等から十分検討された規格等がある場合は、規格等が定める上限に従うことも可能とする。

※2 計量法第72条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示

※上記の定義は、コンセプトを示したものであり、省令化の際に法制的な観点等から、趣旨に変更のない範囲において文言や表現等の見直しを行う。

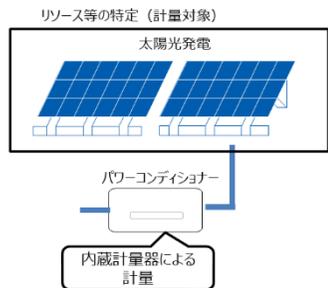
【理由】

- ◆ 特定計量制度で使用される計量器は、パワーコンディショナー等エネルギーリソースに付随する機器のほか、電気自動車充放電設備や分電盤等、電力量を計量する機器について多岐にわたるニーズがあること、取引形態（場所、取引相手、取引用途等）も様々であること、今後開発される機器や計量対象のニーズも多種多様であること等の特徴があることから、定義として対象機種種の限定列記等を行わないことし、ガイドラインにおいて、具体的に**本定義の対象となるかどうかを例示**することとした（次頁に一部抜粋）。
- ◆ 一般送配電事業者が所有する**スマートメーターにより計測している需要家の受電点等、需要家が使用する電気機器が多様であり特定できない場合等については本制度の対象とならないこと**等が整理された。
- ◆ 「計量法に基づく検定証印等が付されている計量器であって、検定証印等の有効期間を経過しないものを使用する計量は除く」は、計量法に基づき、日本電気計器検定所の検定証印等の表示が付されている計量器を使用して行う計量を本制度の対象から除くことを明確にする意図から、第8回構築小委での報告から追加された。

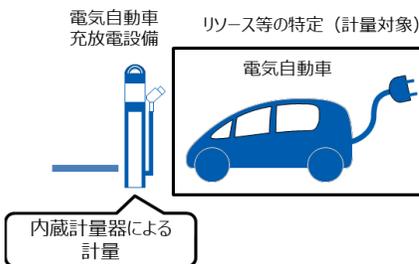
(参考) リソース等の単位で計量対象が特定された/されていない例

「計量対象が特定された計量」の例 (特定計量制度の対象)

- 【パワーコンディショナー】
・パワーコンディショナーで「太陽光発電量」を計量する場合

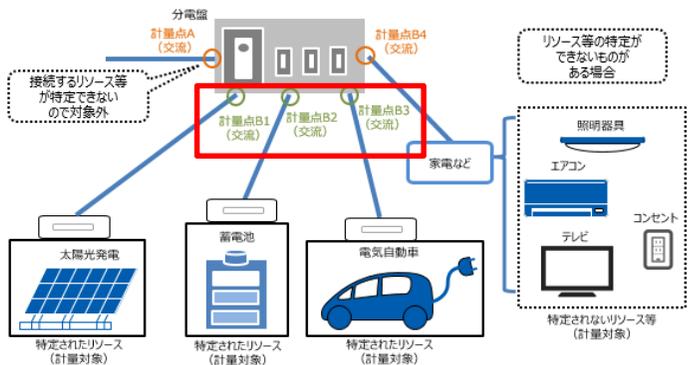


- 【電気自動車の充放電設備】
・充電器で「電気自動車の充放電量」を計量する場合



- 【分電盤】
・分電盤の分岐先に接続される機器が特定されている場合

分電盤の分岐先にある「太陽光発電量」、「蓄電池の充放電量」、「電気自動車の充電量」をそれぞれ計量する場合には、本制度の対象となる。(下図計量点B1、B2、B3)
※ただし、それぞれの計量を行うことについて、必要な試験等を実施していることが求められる。

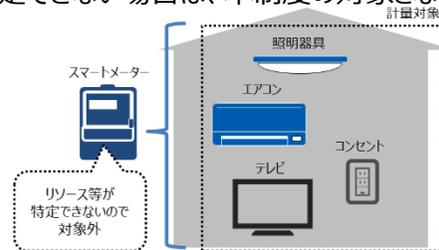


※接続するリソース等が特定できない場合については、本制度の対象とはならない。
(上図：計量点A及び計量点B4)

「計量対象が特定されていない計量」の例 (特定計量制度の対象とならない)

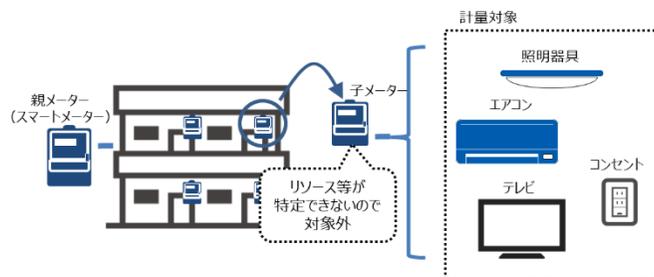
- 【需要家の受電点メーター(スマートメーター等)】

- ・需要家が使用する電気機器が多様で特定できない場合①
- ・スマートメーターによる従来の電気計量が行われている箇所等、需要家が使用する電気機器が多様で特定できない場合は、本制度の対象とならない。



- 【需要家の子メーター(スマートメーター等)】

- ・需要家が使用する電気機器が多様で特定できない場合②
- ・貸しビル、アパート等の集合施設において、電力量を配分し料金の精算に使用される子メーター等、一般的な住居等のように子メーターの先で使用される電気機器が特定できない場合は、本制度の対象とならない。



3. 【論点③】届出者が従うべき基準（①特定計量に使用する計量器に係る基準）

- 計量専門委員会では、届出者が従うべき基準について、第8回の本小委員会で御報告したとおり、①特定計量に使用する計量器に係る基準及び②特定計量をする者（届出者）に係る基準に分けて整理を行った。その後、必要な議論を行い、上記御報告の内容から軽微な修正を加え、以下の内容で取りまとめられた。

◆ ①特定計量に使用する計量器に係る基準

【公差】

適正な計量を行うために必要な計測精度が確保されていること

【構造】

その構造が次のいずれにも適合するものであること

- 特定計量に使用する計量器を適切に管理するために必要な事項（製造事業者名、型名等）が見やすい箇所に明瞭に、かつ、消滅しないように**表記**されていること
- 必要に応じて**計量値を確認できる機構又は機能**を有すること
- **計量機能の不正な変更ができないような機構又は機能等**を有すること
- 基本性能（**電圧や電流等の環境条件が変化した場合にも、上記の計測精度が達成**できること）その他の適正な計量を行うために必要な性能を有すること

【検査主体・検査方法】

公差及び構造のうち性能に係る基準への適合を確認するために**必要な能力及び体制を有する者により適切な検査が実施されていること**

【使用期間】

使用する計量器やその取引の性質等に応じて、**定期的な点検又は取替え等**が実施されていること

※上記の基準案は、コンセプトを示したものであり、省令化の際に法制的な観点等から、趣旨に変更のない範囲において文言や表現等の見直しを行う。

3. 【論点③】届出者が従うべき基準（②特定計量をする者に係る基準）

◆ ②特定計量をする者に係る基準

【説明責任】

取引の相手方に書面等を交付し、説明を行うこと（※1）

【苦情等処理体制】

取引の相手方からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に処理すること
また、**その内容及び改善措置について記録**すること

【台帳の作成・保管】

取引に関する事項（※2）について、**台帳を作成し、保管**をすること

【その他特定計量を適正に遂行するための措置】

その他特定計量を適正に遂行するための措置が講じられていること
（具体的には、**セキュリティ・改ざん対策の実施、計量データ等の保存**等を想定）

※1 ①特定計量制度に基づいた計量であること、②使用する計量器の概要、③計量法に基づく特定計量器を使用した場合との違い、④取引の相手方の利益を保護するための取組、⑤適正な計量確保のために取引の相手方が守るべき事項、⑥計量点の設定、⑦その他取引に必要な事項（届出者の名称、費用負担、電力量の検針方法等）等を想定

※2 ①取引の相手方の氏名又は名称、②特定計量をする住所及び構内の設置場所、③計量対象、④取引規模、⑤使用する計量器、⑥特定計量の開始日、⑦計量器の使用期間満了日や点検予定日等使用期間の設定に関する事項等を想定

※上記の基準案は、コンセプトを示したものであり、省令化の際に法制的な観点等から、趣旨に変更のない範囲において文言や表現等の見直しを行う。

計量専門委員会で取りまとめた基準及びガイドライン案への事業者意見①

【制度全般】（例えば、分散型リソース等に付随する計量機能が使用可能に ➡ 詳細はP.5）

- ・基準を満たすことを確認する試験を行った上で、分散型リソース等に付随する計量機能を活用した取引ができることは、新たに計量器を設置するコストや手間がかからず合理的であり、新たな電気取引の拡大に資する。（サービス事業者）

【公差（計測精度）】（例えば、使用中の公差を7段階から選択可能に ➡ 詳細はP.11）

- ・分散型リソース等に付随する計量機能は、検定に合格した計量器よりも精度が低い場合もあるが、追加の計量器を新たに設置する場合と比べて対応コストが低い。精度とコストのバランスで、本制度を活用するか検討したい。（サービス事業者）
- ・取引に係る料金を低減することが顧客にとっては重要である一方で、取引量が少ない場合は初期投資の負担が大きく、精度の低下は、追加の計量器の初期投資と比べると、金額への影響は小さいことから、取引量等に応じて、幅広い精度が選択できることは有り難い。
（サービス事業者）
- ・従来は計量器の合否のみの評価だったが、本制度によって精度の良さが評価できるようになった。併せて検討が行われた「差分計量」や、アグリゲートを行う際の活用など議論は、精度の良い計量器が選択されるインセンティブになっている。（製造メーカー）

【表示】（例えば、計量値を分離された表示モニタ、スマートフォンの端末等へ表示することも可能に

➡ 詳細はP.12）

- ・計量値の計量器本体以外への表示等、計量値の多様な表示方法を許容することは合理的。本体に計量値を表示する機能を持たないことでコストを削減できる。（サービス事業者、製造メーカー）

計量専門委員会で取りまとめた基準及びガイドライン案への事業者意見②

【検査方法】（例えば、試験の項目や有無が必須項目を除き柔軟に選択可能に ➡ 詳細はP.13）

- ・設置環境や使用条件等に応じて、**必要な試験項目を選択できることは合理的**。（製造メーカー）
- ・様々な分散型リソース等に付随する計量機能の使用が想定される中、**必須の試験項目や試験条件が増えると、必要な試験以外が行われる可能性も増え、高コスト**になってしまう。**基本性能試験を必須とした上で、必要に応じて追加試験等を実施するガイドラインの内容は合理的**。機器毎の規格が増えるとさらに有り難いと思う。（サービス事業者）
- ・設置済の計量器も検査を行えば、本制度に基づき取引に使用できるが、検査方法を合理的な内容としてほしい。（サービス事業者）

【検査主体】（例えば、必要な「能力」及び「体制」を有する者であれば検査が可能に ➡ 詳細はP.14）

- ・日本電気計器検定所や指定製造事業者以外でも、必要な検査能力等を持った事業者であれば、検査主体になれることは有り難い。（製造メーカー）
- ・検査主体は適切に検査できる能力や体制を持っていることが必要であり、当社としては、適切な検査能力を有する者に製造ラインに来てもらい、指導を受けることを考えている。（製造メーカー）

【使用期間】（例えば、届出者が使用期間等を設定することが可能に ➡ 詳細はP.15）

- ・分散型リソース等に付随する計量機能を活用する場合、**分散型リソース等の製品寿命に合わせて使用期間を設定できることは合理的**。（サービス事業者）
- ・**分散型リソース等の点検のタイミングに合わせて、計量機能の検査も行なう**ことを想定している。そこで異常が確認されなければ継続して使用したい。（製造メーカー）

3. 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

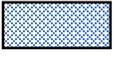
（参考）① 特定計量に使用する計量器に係る基準 （ア） 公差

- 計量専門委員会では、特定計量に使用する計量器は、新たな電力取引を行おうとする届出者が、取引当事者間のニーズや取引規模や使用用途等を踏まえて、**使用中の公差を0.9%～10%の7段階の中から柔軟に選択できることとされた。**
- これにより、**消費者の選択肢を増やす**とともに、例えば、計量器に係る費用が同じであれば、誤差の小さい機器が選択されるなど、**より良い公差を選択するインセンティブ**となることが期待される。

<取引規模と選択可能な公差について>

				取引規模						
階級	使用前等 検査時の公差	使用中 の公差		～4kW	～10kW	～50kW	～100kW	～500kW		
	取引イメージ			一般家庭の個別家電、家庭用蓄電池等の電力消費量の取引等	家庭等における太陽光発電量やEV充電量（普通充電設備）の取引等	家庭や法人等の太陽光発電量やEV充電量（急速充電器）の取引等	工場・施設等の中規模太陽光発電量の取引やEV充電量（急速充電器）の取引等	工場・施設等の大規模太陽光発電量の取引やEV充電量（急速充電器）の取引等		
公差	n1	0.5%	0.9%						の 取 引	一 般 送 配 電 事 業 者 需 要 場 所 で 行 う 取 引
	n2	1.0%	1.7%							
	n3	2.0%	3.0%							
	n4	3.0%	4.0%							
	n5	4.0%	5.0%							
	n6	5.5%	7.0%							
	n7	8.0%	10.0%							

 …範囲A：
届出者が任意で選択可能な範囲

 …範囲B：
届出者が追加の条件（計量器の誤差による具体的な取引金額等への影響を取引の相手方に説明する等、範囲A内で取引を行う際よりも、丁寧な説明責任を果たす）を満たすことで選択可能な範囲

- ※ 公差とは、誤差（計量値から真実の値を減じた値のその真実の値に対する割合）の絶対値で表される許容差をいう。
- ※ 公差は、リードスケール誤差の許容差を表している。リードスケール誤差とは測定値の大きさにかかわらず、表示値に対して何%の誤差があるかという考え方である。
- ※ 変成器と計量器が一体の機器となっている場合等については、一体の機器として試験を実施する必要がある。

3. 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

（参考）①特定計量に使用する計量器に係る基準（イ）構造

- 計量専門委員会では、特定計量に使用する計量器は、計量法に基づく検定の合格条件に代わって、**届出者が従うべき基準を満たしていることが必要**とされた。
- そのうち、特定計量に使用する計量器に係る基準については、**基準に定める構造要件（表記、表示、封印等、性能）のいずれにも適合**していることが必要であり、計量法に基づく検定の合格条件と比べて、例えば下記の合理化が図られている。

構造要件の合理化について（例）

【表示】 計量値を分離された表示モニタ、スマートフォンの端末等へ表示することも可能に

現行

計量器本体に表示すること等が必要

特定計量制度

分離された表示モニタ、スマートフォンの端末等への表示も可能（注）

（注）取引の相手方等が計量値（取引に必要な計量値の時系列データ等）を確認でき、①計量器と表示機構の組み合わせに間違いが生じないことや、②分離された表示機構に計量値が正しく表示されることが担保されていることが条件。

【封印等】 物理的な措置の他、不正アクセスの防止やソフトウェアによる対策等も可能に

現行

計量器の外箱を封印する等の物理的な措置が必要

特定計量制度

不正アクセス等の防止措置や、不正アクセス等を検知する機能の搭載、違約金等の運用ルールによる措置等も可能

3. 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

（参考）① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法

- 計量専門委員会では、特定計量に使用する計量器は、検査により「公差」や「性能」の基準に適合していることを確認（注1）することが必要とされた。

（注1） 特定計量を開始する前（出荷時を含む）に行う個々の計量器を対象とした検査（使用前等検査）と計量器の型式毎に基準に適合することを確認する検査（基準適合検査）とに分類され、「使用前等検査」については、海外の事例等も参考に、サンプル検査を選択することも可能とするとされた。

- 検査のうち計量器の計量特性に直接関わる「基本性能」（注2）については、ガイドラインにおいて例示される試験内容の実施が原則必須とされたが、試験内容については、その試験点の設定などが合理化されている。

（注2） 「基本性能」については、①電気的性能、②電圧特性、③周波数特性、④温度特性等を求めることとして整理された。

- 検査のうち「基本性能」以外については、計量器の構造や使用環境等を踏まえ、実施する試験の項目や内容、実施の有無等を柔軟に選択できるなど合理化されている。

【検査方法】 試験点の合理化や、試験の内容や項目、有無等を柔軟に選択可能に

	現行（力率／負荷電流）		特定計量制度（力率／負荷電流）
① 公差	力率1 / 3.3%、50%、100% 力率0.5 / 20%、100%	▶	力率1 / 20%、50%、100% 力率0.5 / なし
	現行（温度条件）		特定計量制度（温度条件）
② 基本性能 温度特性	屋内形（-10℃、0℃、10℃、 20℃、30℃、40℃）	▶	使用環境に応じて設定可能 （上限、下限及び通常の使用状態の温度の3点）

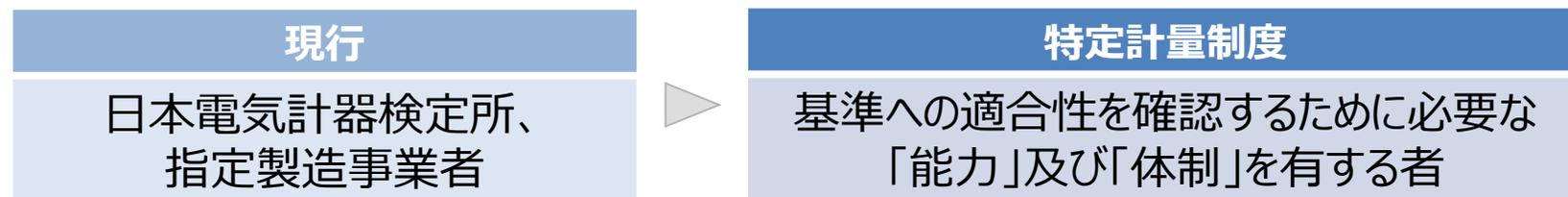
- ③ 安全性能 特定計量制度では、他法令等に基づき計量機能を有する電気製品全体として安全性が確保されている場合については、追加的な試験の実施を省略若しくは試験内容の合理化が可能。

3. 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

（参考）①特定計量に使用する計量器に係る基準（工）検査主体

- 計量専門委員会では、特定計量に使用する計量器は、適正な計量の実施が確保されるよう、適切な検査主体によりその性能等が確認されていることが必要とされた。
- 具体的には、検査主体に基準への適合性を確認するために必要な「能力」及び「体制」を有することを求めるとし、日本電気計器検定所や計量法に基づく指定製造事業者以外でも検査主体となることができることとされた。

【検査主体】必要な「能力」及び「体制」を有する者であれば検査が可能に



【必要な「能力」及び「体制」を有するための条件】

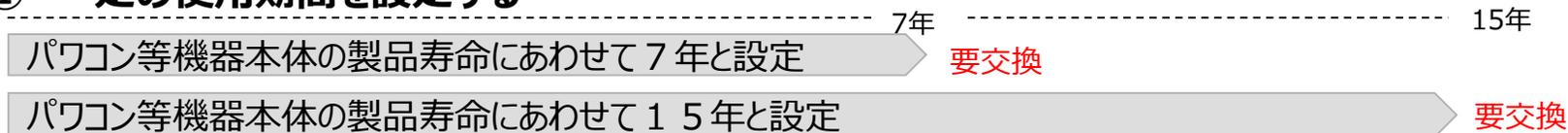
- ① 「能力」については、検査方法を熟知し、公差及び性能等を適切に確認することができる検査設備を所有している等の環境があること
- ② 「体制」については、製造事業者自らが検査を行う場合には、社内で適切に評価を行うための品質管理体制が構築されていること（ISO9001の取得等）を求めるとしている（第三者機関による検査も可）。

3. 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

（参考）① 特定計量に使用する計量器に係る基準（才） 使用期間

- 計量専門委員会では、特定計量に使用する計量器は、計量対象となる機器の種類、構造、使用環境、計量対象、使用方法等がそれぞれ異なるため、使用期間を一律に定めることは困難であることから、**届出者が総合的に判断して、使用期間等を設定することができる**こととされた。（ただし、使用期間内において性能等を満たすことの検査等が必要。）
- 使用期間等の設定方法は、以下の方法が可能となる。
 - ① **一定の使用期間等を設定**する方法に加え、
 - ② 一定の使用期間を設定した上で、**使用期間の終了前に検査（性能確認）を行い、設定する条件を満たした場合に使用期間を延長**できる方法、
 - ③ 一定の使用期間を設定せず、**常時監視等を行い、設定する条件を満たしている限り使用を継続**できる方法

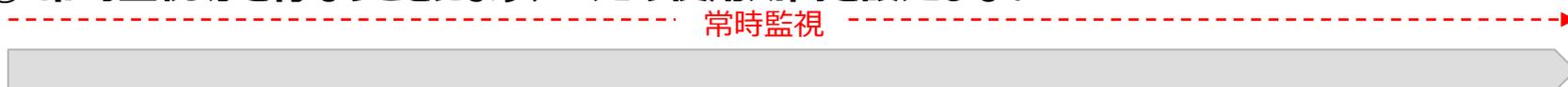
① 一定の使用期間を設定する



② 定期検査を行い、性能を確認し、使用期間を延長する



③ 常時監視等を行なうことにより、一定の使用期間を設定しない



※ 同地域での太陽光発電量や発電の瞬時値等を比較し数値の異常が無いかを確認する等、他データとの比較により適正に機能していることを確認する方法等も可能。

（参考）②特定計量をする者に係る基準（説明責任、苦情等処理体制）

【説明責任】

- 特定計量制度は当事者間のニーズによって柔軟な取引が行えるような仕組みとしていることから、正しい理解のないまま契約がなされることにより取引の相手方の利益が損なわれることや、十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防ぐために、**取引の相手方に対して取引についての説明を行い、承諾を得ることが必要。**
- 計量専門委員会では、契約時に合理化された計量器で計量を行うことやそれに関連する注意事項等について**説明を行う**（注1）ことに加え、説明した事項について**書面等での交付を行う**（注2）こととされた。

（注1）説明の方法は、口頭に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を取引の相手方に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法や、ダイレクトメール・パンフレット等も許容。

（注2）書面の交付だけでなく、電磁的な方法も許容。

【苦情等処理体制】

- 苦情及び問合せへの対応が適正でないことにより、取引の相手方の利益が害されることを防ぐことが重要。このため、計量専門委員会では、**苦情等に対応する窓口の設置やその対処に関して十分な体制が整備**されていることに加え、**苦情等の件数や内容、改善措置等について記録**をすることとし、届出時にその体制について提出を求めることとされた。

3. 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

（参考）②特定計量をする者に係る基準（台帳の作成・保管・その他特定計量を適正に遂行するための措置）

【台帳の作成・保管】

- 特定計量を適切に実施するため、届出者は、個々の取引に係る情報について適切に管理することが必要。このため、計量専門委員会では、届出者に適切な台帳管理を求め、具体的には、特定計量に係る取引の相手方、計量対象、特定計量の開始日及び計量器の合理的な使用期間満了日等について、台帳を作成し、取引を行う期間を踏まえた一定の期間保管することとされた。

【その他特定計量を適正に遂行するための措置】

- 特定計量制度に基づく取引等の適正を担保するため、特定計量に関するデータ等について、取得・取引データの改ざんや消失、流出等が無いよう、取引の性質に応じてセキュリティが脅かされないような措置がとられていることが必要。また、計量データ等が取引に必要な期間、適切な方法により保存がされていることが必要。
- 計量専門委員会では、上記のような特定計量を適正に遂行するための措置については包括的な規定として設け、具体的な内容は、ガイドラインに定めることとされた。

【論点⑤⑥】事業者の届出内容・変更届出内容

- 改正電気事業法で届出事項が規定されており、特定計量をする者は、あらかじめ、**①特定計量の内容**、**②特定計量の適正を確保するための措置の内容**、**③その他経済産業省令で定める事項**等を、経済産業大臣に届け出なければならない。また、これを変更するときも、同様としている。
- 事業者が基準に従った計量を適切に行うこと等を確認するために、以下の記載を求めることとしてはどうか。また、これ以外に考えられる事項はあるか。
 - **特定計量の内容**（※定義への適合に関する事項）
 - 計量対象、取引規模、使用する計量器（計量器の種別、製造事業者名、型名等）
 - **特定計量の適正を確保するための措置の内容**（※基準への適合に関する事項）
 - 適正な公差の選択
 - 適正な性能の確保に関する事項
 - 基準適合検査及び使用前等検査の検査主体
 - 使用期間の設定方法
 - 苦情等処理体制
 - その他手段の適切性 等
 - **その他経済産業省令で定める事項**
 - 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

(参考) 電気事業法 特定計量の届出等 (抜粋)

第一百三條の二 (略) 次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 **特定計量の内容**

四 **特定計量の適正を確保するための措置の内容**

五 特定計量の開始の予定年月日

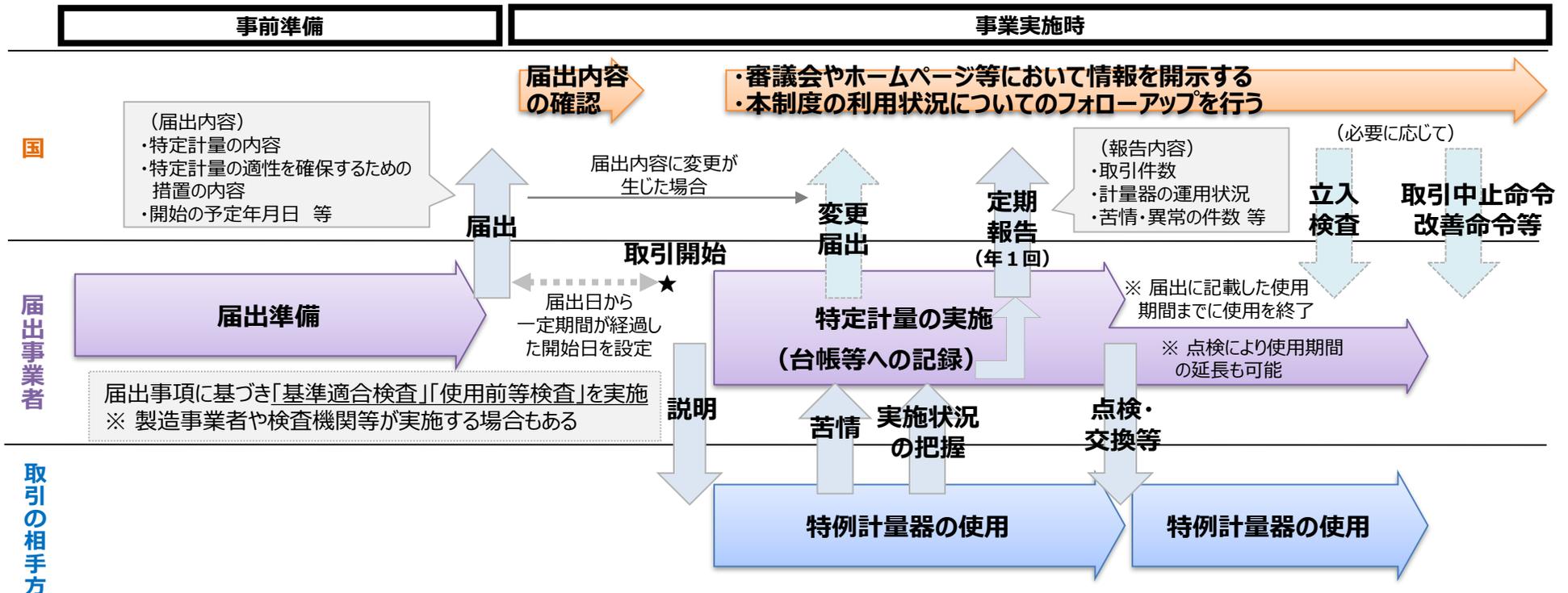
六 **その他経済産業省令で定める事項**

【論点⑦】届出者に求める報告内容

- 第8回の本小委員会において、不正な取引を防止する観点から、特定計量の実施状況や苦情等の情報について、定期的（年1回程度）に報告を求めることとされた。
- 具体的には、特定計量制度に基づく取引の状況や、検査主体の適切性の維持、届け出た方法による適切な計量器の交換や使用中検査等の実施、苦情等への適切な対応等を確認するため、以下の報告を求めることとしてはどうか。また、これ以外に考えられる事項はあるか。
 - 取引の件数（使用する計量器ごと）
 - 検査主体の適切性の維持
 - 使用している計量器の運用状況
 - 苦情・異常（故障等）の件数及びその対応状況

【論点①④】業務フロー及び措置命令基準

- 届出者に基準違反のおそれがある場合には、**追加の報告徴収や立入検査を実施し**、基準やガイドラインに照らして個々の事例ごとに判断した上で、**必要に応じ、措置命令**を行うこととはどうか。
- また、計量専門委員会では、特定計量制度の運用状況の確認のため、本制度に基づく取引や精度階級の選択状況等については、例えば**資源エネルギー庁の審議会やホームページ等において情報を開示**することとされた。これ以外に、フォローアップとして行なうべき事項はあるか。



(参考) 電気事業法 特定計量の届出等 (抜粋)

(特定計量の届出等)

第一百三條の二 電力の取引又は証明(計量法(平成四年法律第五十一号)第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。)における法定計量単位(同法第八条第一項に規定する法定計量単位をいう。)による計量(同法第二条第一項に規定する計量をいう。)であつて、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの(以下この条、第百十一条第四項及び第百十七条の六において「特定計量」という。)をする者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 特定計量の内容
- 四 特定計量の適正を確保するための措置の内容
- 五 特定計量の開始の予定年月日
- 六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出を行つた者(以下「届出者」という。)は、経済産業省令で定める基準に従つて、特定計量をしなければならない。

3 経済産業大臣は、届出者が前項の経済産業省令で定める基準に従つて特定計量をしていない場合において、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、その特定計量の中止又はその方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 計量法第十六条第一項及び第四十条から第四十八条までの規定は、第一項の規定による届出に係る特定計量に使用される電気計器については、適用しない。